は、四五日）を超えない一定の日までにその書類の提出等があるときは、本措置は適用しない。

(イ) 法人が特定無形資産国外関連取引に係る次に掲げる事項の全てを記載した書類を作成し、又は取得している場合

① 特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項

② 特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなった事由（以下「相違事由」という。）が災害その他これに類するものであるために当該特定無形資産国外関連取引を行った時にその発生を予測することが困難であったこと、又は相違事由の発生の可能性を勘案して当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定していたこと。

(ロ) 特定無形資産国外関連取引に係る判定期間（非関連者から受ける特定無形資産の使用等による収入が最初に生じた日を含む事業年度開始の日から五年を経過する日までの期間をいう。ロにおいて同じ。）に当該特定無形資産の使用等により生ずることが予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形資産の使用等により生じた利益の額とが著しく相違しない場合

ただし、右記(ロ)に掲げる場合に該当するときは、判定期間を経過する日後において、本措置は適用しない。

ハ 更正期間等の延長

国外関連者との取引に係る課税の特例に係る法人税の更正をすることができる期間及び更正の請求をすることができる期間を七年（改正前六年）に延長する。

ニ その他所要の措置を講ずる。

(2) 外国法人等の内部取引に係る課税の特例及び内国法人等の国外所得金額の計算の特例について、右記(1)と同様の見直しを行う。（租税特別措置法第四〇条の三の三、第四一条の一九の五、第六六条の四の三、第六七条の一八及び第六八条の一〇七の二関係）

(五) 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第六六条の五の二、第六六条の五の三、第六八条の八九の二及び第六八条の八九の三関係）

(1) 対象となる純支払利子等の額

その事業年度における対象支払利子等の額（支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額をいう。以下同じ。）の合計額からこれに対応するものとして計算した受取利子等の額の合計額（以下「控除対象受取利子等合計額」という。）を控除した残額（以下「対象純支払利子等の額」という。）を本特例の対象とする。

(2) 対象外支払利子等の額

右記(1)の「対象外支払利子等の額」は、次に掲げる支払利子等の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

イ 支払利子等を受ける者において我が国の課税所得に含まれる支払利子等（ニに掲げる支払利子等を除く。イにおいて同じ。）当該課税所得に含まれる支払利子等の額

ロ 一定の公共法人に対する支払利子等（ニに掲げる支払利子等を除く。ロにおいて同じ。）当該公共法人に対する支払利子等の額

ハ 特定債券現先取引等に係る支払利子等（ロ及びニに掲げる支払利子等を除く。ハにおいて同じ。）当該特定債券現先取引等に係る支払利子等の額のうち一定の金額

ニ 法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものを除く。）に係る支払利子等で非関連者に対するもの（以下「特定債券利子等」という。）債券の銘柄ごとに次に掲げるいずれかの金額

(イ) その支払若しくは交付の時に源泉徴収が行われ、又はその特定債券利子等を受ける者において我が国の課税所得に含まれる特定債券利子等の額と一定の公共法人に対する特定債券利子等の額との合計額

(ロ) (イ)に掲げる金額に相当する金額として計算した金額

(3) 損金不算入額

その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の二〇パーセント（改正前五〇パーセント）に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、損金の額に算入しない。

(4) 適用免除基準

次のいずれかに該当する場合には、本特例を適用しない。

イ その事業年度における対象純支払利子等の額が二、〇〇〇万円以下（改正前一、〇〇〇万円以下）であること。

ロ 内国法人及び当該内国法人との間に発行済株式等の五〇パーセント超を直接又は間接に保有する等の関係のある一定の内国法人のその事業年度における(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額の二〇パーセントに相当する金額を超えないこと。

(イ) 対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等の額の合計額を控除した残額をいう。）の合計額を控除した残額

(ロ) (イ)に掲げる金額と比較するための基準とすべき所得の金額として計算した金額

(5) 超過利子額の損金算入

イ その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の二〇パーセント（改正前五〇パーセント）に相当する金額に満たない場合において、前七年以内に開始した事業年度に本特例の適用により損金不算入とされた金額（以下「超過利子額」という。）があるときは、その対象純支払利子等の額と調整所得金額の二〇パーセント（改正前五〇パーセント）に相当する金額との差額を限度として、当該超過利子額に相当する金額を損金の額に算入する。

ロ 右記イの損金算入について、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書（改正前確定申告書等）に損金の額に算入される金額等を記載した書類の添付がある場合に限り、適用を受けることができることとする等の見直しを行う。

(6) その他所要の措置を講ずる。

(7) 連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、右記(4)ロを除き、右記と同様の見直しを行う。

(六) 内国法人等の外国関係会社に係る所得等の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第四〇条の四、第四〇条の五、第四〇条の七、第四〇条の八、第六六条の六～第六六条の八、第六六条の九の二～第六六条の九の四、第六八条の九〇～第六八条の九二及び第六八条の九三の二～第六八条の九三の四関係）

(1) 特定外国関係会社（固定施設を有しておらず、かつ、事業の管理、支配及び運営を自ら行っていないものに限る。）の範囲から次の外国関係会社を除外する。

イ 外国子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いこと等の一定の要件に該当するもの

ロ 特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いこと等の一定の要件に該当するもの